

米子市少年育成センター条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日教育委員会規則第 18 号

改正

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 6 号

米子市少年育成センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[米子市少年育成センター条例](#)(平成 17 年米子市条例第 75 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 米子市少年育成センター(以下「センター」という。)に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
 - (2) 副所長
 - (3) 専任指導員
 - (4) 少年指導委員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、必要な職員
- 2 所長は、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 副所長は、所長の命を受けてセンターの業務に従事するとともに、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 第1項第3号から第5号までに規定する職員は、上司の命を受けてセンターの業務に従事する。

一部改正〔平成 20 年教委規則 6 号〕

第3条 少年指導委員は、非常勤とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教職員
 - (2) 教育委員会事務局職員
 - (3) 児童福祉司
 - (4) 警察職員
 - (5) 児童委員
 - (6) 保護司
 - (7) 学識経験を有する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 少年指導委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 少年指導委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成 20 年教委規則 6 号〕

(運営協議会の組織)

第4条 米子市少年育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成20年教委規則6号〕

(運営協議会の会議)

第5条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱及び任命後初めての会議は、教育委員会が招集する。
- 3 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

一部改正〔平成20年教委規則6号〕

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月28日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。